

原口朋弥さんを
職場に戻そう！

人事院の 不当判定に抗議

6.4
報告集会



日時 **2025年6月4日(水)**
18:30 ~ 20:00

会場 **平和と労働センター全労連会館 2階ホール**
東京都文京区湯島 2-4-4 TEL 03-5842-5610

オンライン (Zoom) オンラインからも参加できます
ミーティングID 893 8772 2091
パスコード 880181



東京国税局が 2021 年 (令和 3 年) 6 月 28 日に全国税組合員の原口朋弥さんに対して行った分限免職処分について、人事院は 3 月 27 日、処分を「承認する」との不当判定を行いました。判定は、請求者 (原口さん) 側の主張を一顧だにせず、その根拠とする客観的証拠も乏しいという判断過程にも不可解な点が多く、極めて不当なものです。

このような不当判定を受け、全国税・国公労連・弁護団は、4 月 17 日に記者会見を行いました。記者会見で笠松書記長 (国公労連) は、「判定を見て愕然とした。客観的事実が無いにもかかわらず国税局の言い分だけを鵜呑みにして出された本判定は極めて不当だ」と訴えています。

人事院の不正で不当な判定に抗議するとともに、原口さんを多くの支援者で激励する場として、本集会を開催します。多くのみなさんのご参加をお待ちしています。

【共催】

日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

全国税労働組合

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 財務ビル内
TEL 03-3581-3678 / FAX 03-3507-0886

繰り返されたパワハラと不当な人事評価

原口さんの着任以降の経緯

2011年	4月	社会人経験枠（再チャレ）4期として入庁（普通科研修受講）
2012年	4月	練馬税務署管理運営部門着任
	7月	統括官から、社会人経験で年齢も重ねていることをもって「これくらいは出来るだろう」との決めつけから、きちんとした指導やOJT（実地調査同行指導等）が受けられずにいた。また、周りに同じくらいの年齢の職員がいなかったため、分からない事を聞けない環境だった中で、仕事が分からなかったり、遅かったりした事でパワハラの言動が繰り返された。
2014年	4月～11月	うつ病により病気休職（現在も通院中）
2015年	7月	上記とは異なる統括官から受けたパワハラの件を総務課長・相談員に相談したところ、報復人事により人事評価の最下位評価（「D」）に引き下げられる。
2016年	7月	青梅税務署個人課税部門に異動
2017年	12月	ADHDと診断された事を統括官に報告「ADHDはこの職場に向いていないから退職した方がいい」と退職勧奨される。
2019年	3月	考査課・人事専門官との面接あり
	4月	期末・期首面談で業績評価「D」開示（業績評価で6回連続「D」）
	5月	苦情処理申出書提出
		全国税に加入し、青梅署窓口への申し入れ ・不当労働行為の禁止 ・人事評価の見直しと職場環境改善
	7月	麹町税務署個人課税部門に異動
2021年	6月28日	分限免職処分通知・辞令交付
	6月29日	局長宛てに分限免職処分撤回の要求書提出
		署窓口に分限免職処分の撤回申し入れ
	7月2日	局総務課長宛て分限免職処分の撤回申し入れ
	7月18日	宿舍使用延長申請書を提出（局経由関東財務局へ）
	9月21日	審査請求書を人事院へ提出
	10月12日	財務局より、宿舍使用延長不許可との連絡あり。
2023年	2月13日～14日	人事院公開口頭審理
	3月16日	記者会見、報告集会
	6月1日	人事院公開口頭審理
	7月31日	最終陳述書提出（結審）
	11月1日	原口朋弥さんを職場に戻そう！人事院の公平・公正な判定を求める決起集会
2024年	1月	人事院の公平・公正な判定を求める個人署名が1万筆到達
	9月	人事院の公平・公正な判定を求める団体署名が1千筆到達
	10月4日	人事院審理再開
	11月8日	人事院公平委員会に双方の当事者から陳述書を提出
2025年	3月27日	人事院が処分承認の不当判定
	4月16日	人事院公平審査局調整課に抗議申入れ
	4月17日	記者会見（全国税と弁護団が声明を発表）